

諮問番号：平成30年諮問第6号

答申番号：平成30年答申第7号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）に対する慰謝料収入額に相当する額の保護費を返還請求されることは不服である等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成19年8月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成26年10月31日、平成27年2月17日、同年6月9日、同年10月7日及び同年12月7日、処分庁は、審査請求人から「その他収入」がない旨記載された収入申告書を受理した。
- 3 平成28年4月25日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人名義の通帳を提示し、平成26年10月1日にセクハラに対する慰謝料○円を受領したと申し出た。
- 4 平成28年4月27日、審査請求人は、処分庁に対し、慰謝料収入について記載した収入申告書を提出した。
- 5 平成28年4月28日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第63条の規定による返還請求を行う方針を確認した。
- 6 平成28年4月28日、審査請求人は、処分庁に対し、債務承認及び返還誓約書を提出した。
- 7 平成28年6月29日、処分庁は、慰謝料を受領したことにより過支給となった保護費○円（慰謝料収入全額に相当する○円から8,000円を控除した額）の返還を求めて本件処分を行った。
- 8 審査請求人は、平成28年9月13日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

- 9 平成28年11月8日、処分庁は、審査請求人から、慰謝料の用途を示すものとして、スマートフォンの購入及び美容院の利用に係る領収書の写しの提出を受けた。
- 10 平成28年11月14日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、スマートフォンの購入及び美容院の利用については自立更生費としての控除を認めない方針を確認した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、セクハラに対する慰謝料収入額に相当する額の保護費を返還請求されることが不服であり、また、スマートフォンの購入及び美容院の利用は仕事を始めるために必要だったものであることから、自立更生費として控除されるべきであると主張して、本件処分の取消しを求めている。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、慰謝料受領後の収入申告時に審査請求人は当該収入について申告していなかったが、審査請求人の疾病の状況からするとやむを得ないものと判断し、本件処分を行ったもので、適法かつ適正に行われたものであること、また、スマートフォンの購入及び美容院の利用については就職のため必要であったものとは認められないことから、自立更生費としての控除はできないと判断したものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

#### 第5 法令の規定等について

- 1 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

- 2 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1の(1)においては、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とする一方、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定の範囲の額を返還額から控除して差し支えないこととし、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、所定の様式を活用することを求めている。

返還額から控除する額に関して、取扱通知1の(1)の③においては、収入認定の際に収入として認定しないものについて、一定の基準に基づいて保護の実施機関が認めた額を控除の対象とする一方、事前に実施機関に相談があったものに限る（事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差しつかえない。）こととし、また、取扱通知1の(1)の④においては、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を控除の対象とする一方、当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消したもの等については自立更生の範囲には含ま

れないこととしている。

- 3 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の23の答(2)において、保護受給中に資力が発生した場合の返還請求の対象額に関して、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものであることから、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものであるとし、具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとされている。

次官通知第8の3の(2)のエにおいては、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入等が「その他の収入」に含まれるものとしている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

#### (1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

審査請求人自らが結果的に収入申告したこと及び審査請求人の精神状態に鑑みて、法第63条による費用返還決定をした処分庁の判断に誤りはない。また、審査請求人は、保護受給中の平成26年10月1日に、慰謝料〇円を受領しており、この時点において、審査請求人に資力が発生したものと認められるため、審査請求人は、この時点以降、資力がありながら保護を受けたものといえ、平成26年10月以降に受給した保護費のうち、資力の限度である〇円の範囲内で法第63条による費用返還義務を負う。

慰謝料〇円は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)が規定する「その他の臨時的収入」に当たるため、8,000円を超える額である〇円を返還対象として認定することとなる。

そして、審査請求人は、慰謝料収入を得たことを処分庁に届け出ないまま費消したと通帳の履歴から認められ、また、本件において、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情があったと認められないことから、処分庁が、平成28年4月28日に開催したケース診断会議において、取扱通知1の(1)の③及び④に照らし、所定の様式を用いて、自立更生費の控除を認めないこととし、返還決定額を〇円としたことに誤りは認められない。

なお、本件処分後に審査請求人が主張した慰謝料収入の具体的使途については、処分庁に届け出ないまま費消したものであり、また、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められないため、平成28年4月28日のケース診断会議に基づいて行った本件処分に不合理な点は認められない。

よって、本件処分は、法令等に従って適法かつ適正になされたものといえ、違法

又は不当であるとは認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年4月25日	審査庁が審査会に諮問
〃 5月8日	第1回調査審議（第2部会）
〃 5月11日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 6月4日	第2回調査審議（第2部会）
〃 6月5日	答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、セクハラに対する慰謝料収入額に相当する額の保護費を返還請求されることが不服である旨の主張をしているが、取扱通知にあるとおり、生活保護制度は、法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、資力があることを確認した際は、法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとされており、保護受給中に収入があった審査請求人に対して、法第63条の規定による費用返還決定をした処分庁の判断に不合理な点はない。

2 次に、保護受給中に資力が発生した場合の返還請求の対象額に関しては、問答集問13の23の答(2)において、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものであることから、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものであるとされ、具体的には、次官通知第8の3の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとされている。

3 審査請求人が受領した慰謝料は、次官通知第8の3の(2)のエに規定する「その他

の収入」に該当するものであることから、処分庁が、慰謝料収入額に相当する〇円から8,000円を除外し、〇円を返還対象と認定したことにも不合理な点はない。

- 4 また、審査請求人は、スマートフォンの購入及び美容院の利用という慰謝料収入の使途からして自立更生費として控除がなされるべきである旨主張していることから、以下この点について検討する。

取扱通知1の(1)の③においては、一定の基準に基づいて保護の実施機関が認めた額を控除の対象とする一方、事前に実施機関に相談があったもの又は事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものに限ることとされ、また、取扱通知1の(1)の④においては、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を控除の対象とする一方、当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消したもの等については自立更生の範囲には含まれないこととされている。

この点について、審査請求人は、慰謝料収入を得たことを処分庁に届け出ないまま費消しており、また、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情があったとは認められないことから、取扱通知1の(1)の③及び④に照らし、自立更生費として控除がなされるべきであるとの審査請求人の主張は採用することができない。

## 5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

### 京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理